

令和5年11月7日提出

# 教育委員会会議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和5年11月7日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 渡部 佳子 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 小寺 孝治郎 委員

4 付 議 議 案

議案番号	件 名	頁
議案第32号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について	2
議案第33号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定）について	6
議案第34号	市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について	9

5 報 告 事 項

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第32号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定）について

令和5年12月市議会定例会に提案する議案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて、  
木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第1  
0号の規定により、議決を求める。

令和5年11月7日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

木更津市郷土博物館金のすずの利用の促進を図るため、関係条文の整備をしようとするもので  
ある。

議案第 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例（平成20年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

本館の展示物を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）の観覧料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の展示をした場合においては、市長は1日につき1,000円以内で観覧料を定め、観覧者からこれを徴収することができる。

第8条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第10条第1項及び第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

木更津市郷土博物館金のすずの利用の促進を図るため、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧					
<p>木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号</p> <p>(観覧)</p> <p>第6条 本館の展示物を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）の観覧料は、<u>無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の展示をした場合においては、市長は1日につき1,000円以内で観覧料を定め、観覧者からこれを徴収することができる。</u></p> <p>2・3 略 (複写)</p> <p>第8条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、<u>別表第1</u>に定める区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略 (施設の使用)</p> <p>第10条 旧安西家住宅を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、<u>別表第2</u>に定める種別及び使用区分に応じ、同表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受け、<u>別表第2</u>に定める種別及び使用区分に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、既に納付した使用料の額が変更後の使用料の額に満たないときは、その差額を納付させ、又は既に納付した使用料の額を超えるときはその差額を還付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号</p> <p>(観覧)</p> <p>第6条 本館の展示物を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、<u>別表第1</u>に規定する観覧料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略 (複写)</p> <p>第8条 博物館資料の複写物の提供を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、<u>別表第2</u>に定める区分に応じ、同表に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 略 (施設の使用)</p> <p>第10条 旧安西家住宅を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、<u>別表第3</u>に定める種別及び使用区分に応じ、同表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受け、<u>別表第3</u>に定める種別及び使用区分に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、既に納付した使用料の額が変更後の使用料の額に満たないときは、その差額を納付させ、又は既に納付した使用料の額を超えるときはその差額を還付しなければならない。</p> <p>3～5 略 <u>別表第1（第6条第1項）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">区分</td> <td style="width: 15%;">一般</td> <td style="width: 15%;">大・高校生</td> <td style="width: 15%;">中学生以下</td> <td style="width: 35%;">高齢者（<u>65歳以上</u>）</td> </tr> </table>	区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者（ <u>65歳以上</u> ）
区分	一般	大・高校生	中学生以下	高齢者（ <u>65歳以上</u> ）		

常設展 1 日券 (個人)	200円	無料	無料	無料
常設展 1 日券 (20人以上の団体)	160円	無料	無料	無料
年間観覧券 (支払った日から1年)	1,020円			
特別展 1 日券	1,020円以内で教育委員会がその都度決定する。			

備考

年間観覧料を支払った者は、当該観覧料を支払った日から1年間、年間観覧券を提示することにより、常設展を観覧することができる。

別表第1 (第8条第1項)

略

別表第2 (第10条第1項)

略

備考 略

別表第2 (第8条第1項)

略

別表第3 (第10条第1項)

略

備考 略

### 議案第 33 号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定）について

令和 5 年 1 2 月市議会定例会に提案する議案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 10 号の規定により、議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 7 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

### 提案理由

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 号

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市立少年自然の家キャンプ場

木更津市真里谷5343番地8

2 指定管理者となる団体

木更津市真里谷5150番地

一般社団法人城山会

代表理事 佐久間 政昭

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 号 (木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者の指定について)

木更津市立少年自然の家キャンプ場の指定管理者に指定しようとする団体の  
概要

所 在 木更津市真里谷 5 1 5 0 番地

名 称 一般社団法人城山会

代表者名 代表理事 佐久間 政昭

設 立 平成 2 4 年 4 月 1 7 日

会 員 数 理事 3 名 監事 2 名 職員 1 2 名

目 的 キャンプ場の管理運営を行い、もって青少年の健全な育成及び市民相互の交流を  
図ることを目的とする。

事業実績 (1) キャンプ場施設の管理運営事業  
(2) 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

議案第34号

市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について

令和5年12月市議会定例会に提案する議案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第10号の規定により、議決を求める。

令和5年11月7日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）の工事請負契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 工 事 名 波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）
- 2 工 事 場 所 木更津市大久保三丁目9番1号
- 3 工 事 概 要 校舎の長寿命化及びトイレの洋式化改修等を行う工事
- 4 契 約 金 額 515,658,000円
- 5 契約の相手方 日建株式会社  
代表取締役 重田 静枝
- 6 契約の方法 制限付一般競争入札

提案理由

波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）の工事請負契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 号

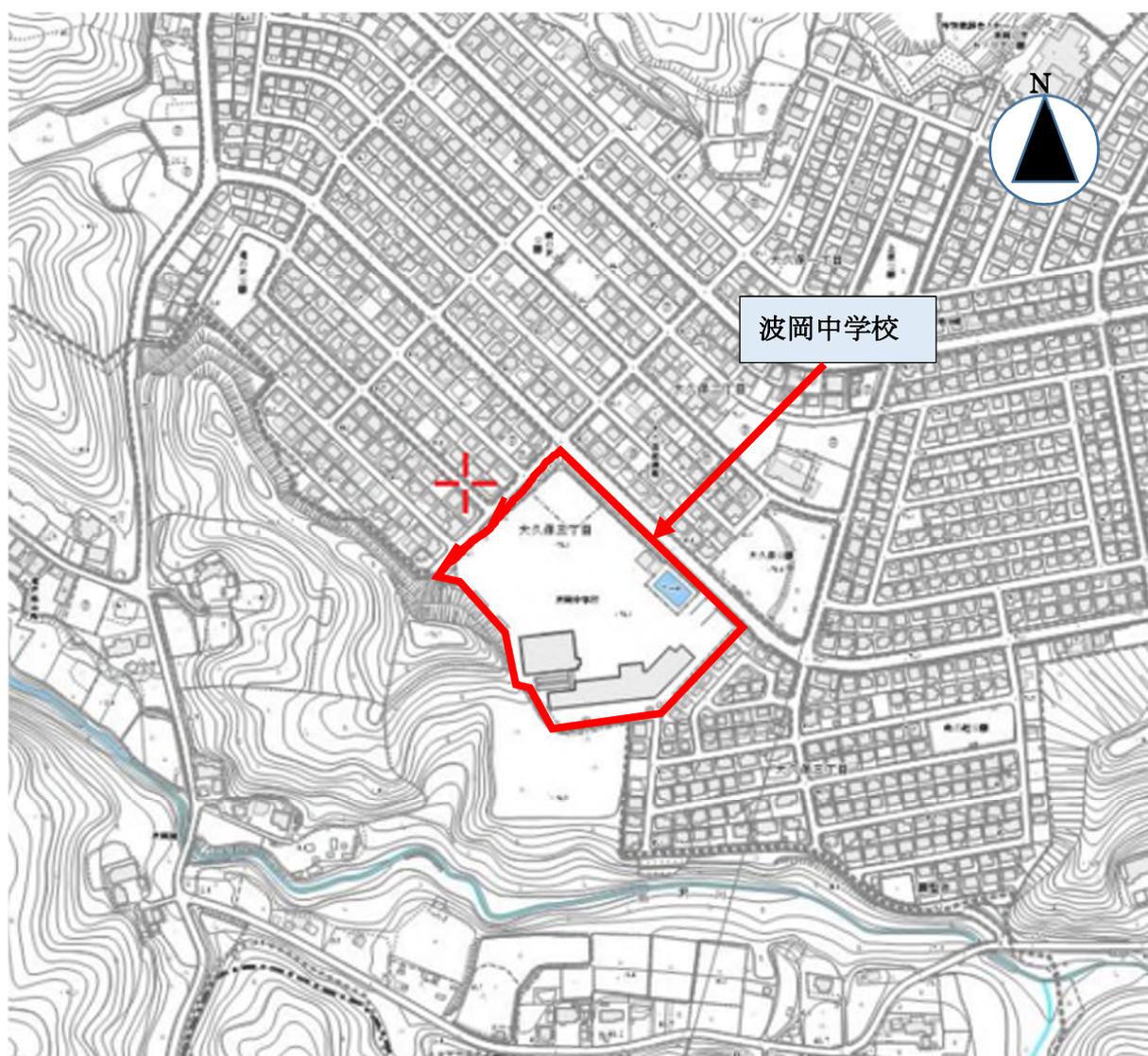
1 工事概要

木更津市学校施設長寿命化計画に基づき、屋上防水・外壁改修、水道・電気・ガス管等ライフラインの更新及びトイレを和式から洋式化することで教育環境の改善を図るもの。

2 契約金額

515,658,000円

3 位置図



S : FREE